

検討した。

要員の養成に関して教育制度の検討は重要であり、母子保健を中心とした専門分化に伴う教育制度のあり方の検討も重要であるが、昨年度の教育

制度のあり方に加えて、産褥期から分娩3カ月くらいまでの期間の母子保健ニーズを分析し、教育を再検討する資とした。

母子保健医療に関するマンパワーの算定について

松戸市を事例とした試算

田 中 恒 男 (東大医・保健管理学)
伊 藤 み よ (松 戸 市 衛 生)

今日の母子保健・医療活動を充足するには、何よりも基本的な活動要員としての看護要員の充足が計られなければならない。ヘルス・マン・パワーの推定については、橋本正己らによる厚生省の特別研究「ヘルスマンパワーの将来需給」に関する報告や総理府、経済企画庁らの研究などによって、若干の数値が報告されている。しかしこれらの報告は、全く行政的な立場からするもので、たとえば松野(かおる)は、働きかけの密度の算定を行政的基準において、新生児・乳児に対する訪問頻度をア・プリオリに2回ときき、必要看護量を求めている。これは保健婦1人当たり担当人口2,750人となり、現状の3.1倍の保健婦数が必要であることになるという。また西(三郎)も同様な立場から保健婦必要量を求め、人口1,000人に1人程度を算出している。これらの算定を行うに当たって、次の条件が必要となる。すなわち

1. 業務密度の基準の決め方
2. 全体業務量の決め方
3. 対象人口の推定

などである。またマンパワーの育成に関する外部条件についても考察しなければならないが、直接的な影響を与える上記三条件については十分慎重な検討が必要である。たとえば松野による推定は、これら3点について問題が多い。新生児・乳児に

関し一律2回、妊産婦に5回、妊娠中毒症に10回という比率は常識的とは言えず、また対象数の根拠も明確ではない。これらはマクロ的分析という立場から無理もないが、同様の問題が他のマンパワー算定にも殆んどの場合に見られている。

保健婦の全体業務の中で、母子保健に係る活動の比率は

西	1 : 5.5 6
松野	1 : 4.3 2
荻野	1 : 1.1 0

などが得られている。これらの比率は全国人口について適合するかもしれないが、老人に対する看護要求を全業務量の4.3%まで見こんでいる比率では、人口構造の若い地域ではあてはまらない。そこで松戸市の人口構造、人口動態、疾病構造(死亡構造)などを例として、母子保健・医療に対する業務比率を1対1.60とし、以下に定める基準をおいた。

訪問指導・窓口保健指導

低体重児	発生率5%
1500 Kg未満	10回/年(全出生に対し)
2000 "	5
2500 "	3
新生児 第一子	1 20%
妊娠中毒症	3 2%

周産期High Risk妊婦	1回/年	15%
産婦要指導者(含新生児)	1	20%
妊婦要指導者	1	25%
幼児	12ヶ月児	} 40%
	18ヶ月児	
	3才児	40%
先股脱検診	2	7%

集団指導

乳児	20人×2回
3才児	20人×2回
妊婦	40人×2回
訪問可能件数	1日当り平均6件
検診業務(全体)	288単位×5人

また昭和45年から50年に至る人口動態から
将来年間出産数を9500とすると

母子保健業務に	個別：3418.5人日
	集団：3800.0人日
計	7218.5人日

他業務に関し	11549.6人日
合計	18768.1人日

管理・事務的業務を全業務量の	
25%とすると	6256.0人日
15%とすると	3312.0人日

従って全業務量は

A 管理業務25%のとき	25024.1
B 15%のとき	22080.1

保健婦稼働日数を

週休2日(55週)	年休20日
所外研修25日	その他20日

として190日とすれば
直接必要人員は Aで 13171人
Bで 11621人
産休などの余裕率を最低20%とすると
Aで 15805人
Bで 13945人
看護管理要員を加え
Aで 17705人
Bで 15645人

となる。

同様な基準を用いてはいたないが、西・荻野も一律的な訪問基準を取り決めているので、それを本事例にあてはめると

西による方法	30747人
荻野による方法	9264人

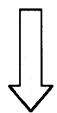
となる。

一方、デルファイ法を利用して、当市勤務保健婦30人について、業務を円滑に行なうための増員数を求めたが(まだ集計途中で十分収斂していない)、その暫定的な数は

最低	35名増員
最高	70名増員
メディアン	53名増員 実数85名

が要求されている。ただしこれは市計画での52年要求人員(80名)に極めて近く、多少こうした行政資料に影響されている結果のように考えられる。

以上一応の試算を行ったが、これらはすべて保健婦である必要はなく、看護婦の活用も十分考えられなければならない。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



今日の母子保健・医療活動を充足するには、何よりも基本的な活動要員としての看護要員の充足が計られなければならない。ヘルス・マン・パワーの推定については、橋本正己らによる厚生省の特別研究「ヘルスマンパワーの将来需給」に関する報告や総理府、経済企画庁らの研究などによって、若干の数値が報告されている。しかしこれらの報告は、全く行政的な立場からするもので、たとえば松野(かおる)は、働きかけの密度の算定を行政的基準において、新生児・乳児に対する訪問頻度をア・プリオリに2回ときめ、必要看護量を求めている。